令和７年度いぃ那珂産品開発補助希望事業者募集要項

１　いぃ那珂産品開発事業とは

　那珂市の風土に適合し、市のイメージ向上やPRに寄与する新たな産品開発を行う事業者のうち、いぃ那珂産品開発補助金審査会にて採択された事業者に対し、「いぃ那珂産品開発補助金」を交付する。

２　該当事業者及び事業内容について

　　市内で農畜産業を営む者または市内に事業所を有する者で市税に未納がないもの、市内産の原材料または市内の地域資源を活用して産品開発を行う日本国内の者が、次のいずれかに該当する事業を行う場合に申請ができる。

　　（１）農畜産加工品開発事業

　　（２）食品開発事業

　　（３）工芸品開発事業

　　（４）その他市長が必要と認める事業

３　補助対象経費

　　次のいずれかに該当するものとする。（設備等の購入に要する経費は除く）

　　（１）専門家による産品開発に係る指導及び講習に要する経費

　　（２）視察研修に要する経費

　　（３）試作品製作に要する経費

　　（４）パッケージデザインの原版制作に要する経費

　　（５）PR方法及び販売ルート調査に要する経費

　　（６）商品化に向けた試験、分析に要する経費

　　（７）産業財産権の出願に要する経費

４　補助金の額

　　補助対象経費の２分の１以内の額とし、１００万円を上限とする。

５　いぃ那珂産品開発補助金審査会の審査方法及び基準

　　審査は「市場性」「独自性」「社会性」「実現性」をそれぞれ５段階で評価をし、合計点で審査をする。それぞれの項目は以下の観点から審査する。

　（１）市場性：市場・顧客のニーズへの合致または開拓の可能性や、審査委員自身の購入意欲が感じられるか

　（２）独自性：次の項目に掲げる独自性を有しているか

　　　　　　　　・類似商品がないか、類似品との優位性があるか

　　　　　　　　・他者追従の可能性はあるか

　（３）社会性：次の項目に掲げる社会性を有しているか

　　　　　　　　・提案内容の市場流通により、那珂市のPRに貢献する可能性はあるか

　　　　　　　　・SDGｓへの配慮は感じられるか

　（４）実現性：次の項目に掲げる実現性を有しているか

　　　　　　　　・提案内容は遂行可能なものであるか

　　　　　　　　・補助交付以降の継続は可能か

６　申請方法及び募集期間

　　市役所商工観光課窓口または那珂市ホームページから申請書を入手し、申請書に必要事項を記入の上、那珂市役所商工観光課窓口に持参するか、郵送またはメールで申請。

　　募集期間は、令和７年５月１２日（月）から６月１６日（月）まで（郵送の場合は期間中の消印有効）とする。

７　申請書記入上の注意点

必須事項は、必ず記入すること。記入されていない場合は、応募条件を満たさないとみなされ、審査対象外となる場合もある。

記入にあたっては、具体的かつ簡潔にわかりやすく記入すること。

８　事業のスケジュール

（１）募集　　　　　　　　　令和７年５月１２日（月）～６月１６日（月）

（２）審査会　　　　　　　　７月上旬（予定）（募集終了の２週間後ぐらい）

（３）審査結果通知　　　　　７月中旬（予定）（審査から１週間後ぐらい）

　※審査結果で交付となった場合は、年度内に事業が完了するよう速やかに事業を開始すること。

　※事業費に変更の可能性が生じる場合は速やかに変更申請をすること。

　※事業が完了したら速やかに実績報告書を提出すること。

　※事業完了後の現況調査があった場合には同意すること。

**【お問い合わせ・申請先】**

〒311-0192　茨城県那珂市福田1819-5

那珂市産業部商工観光課内（市役所2階）

電話　029-298-1111　内線243

FAX 029-352-1021

E-mail:syoukou-k@city.naka.lg.jp